

ダイハツ系連合健康保険組合 高額医療費資金貸付規程

(目 的)

第1条 この規程は、健康保険法（以下「法」という。）第115条の規定による高額療養費（以下「高額療養費」という。）の支給を受けることが見込まれる者に対し、高額療養費の支給を受けるまでの間、療養に要する費用を貸付けることにより、被保険者（被保険者であった者を含む。以下同じ。）及びその被扶養者の向上に寄与することを目的とする。

(貸付対象者)

第2条 資金の貸付を受けることができる者は、ダイハツ系連合健康保険組合の被保険者であって、高額療養費の支給を受ける見込みがあり、かつ、その高額療養費の支給の対象となる月分に係る療養に要する費用について医療機関等から請求を受けた者又はその費用を支払った者とする。ただし、他の法令（条令を含む。）により、当該療養に要する費用について公費負担がある場合を除く。

(貸付額)

第3条 資金の貸付額は、高額療養費支給見込額の100分の80を限度とする。ただし、貸出した額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数は貸付けない。

(貸付利息)

第4条 貸付金には、利息を付さない。

(貸付申込)

第5条 資金の貸付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、高額医療費資金貸付申込書（様式第1号）に次の書類を添付し、ダイハツ系連合健康保険組合に提出しなければならない。

- (1) 医療機関等からの療養に要する費用の内訳のある請求書、又は費用の内訳のある領収書
- (2) 申込者が市町村民税を課されない者、又は生活保護法の要保護者であるときは、その旨が明らかになる書類

(資金貸付の決定等)

第6条 理事長は、申請書を受理したときは速やかに審査し、貸付の可否及び貸付額を決定しなければならない。

- 2 理事長は、貸付の可否及び貸付額を決定したときは、高額医療費資金貸付可否決定通知書（様式第2号及び第3号）により申込者に通知するものとする。
- 3 申込者は、高額医療費資金貸付決定通知書を受領したときは、当該貸付に係る借用証書（様式第4号）を理事長に提出するものとする。

(貸付の方法)

第7条 貸付金の貸付方法は、組合窓口での現金払い、又は申込者の指定する金融機関（銀行又は郵便局）への振込とする。

(貸付期間等)

第8条 資金の貸付期間は、当該貸付金に係る高額療養費が支給される日までの間とする。

- 2 前項の規定に拘わらず、高額療養費の額が貸付金の額に満たないときは、その差額分については、理事長の指定する日までに、高額医療費資金貸付金返還通知書（様式第5号）により返還させるものとする。

(即時返還)

第9条 理事長は、資金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）が、虚偽又は不正の手段により貸付を受けたときは、高額医療費資金貸付金返還通知書（様式第5号）により、直ちに返還させるものとする。

(高額療養費が不支給となった場合の取扱い)

第10条 理事長は、当該貸付金に係る高額療養費が不支給となったことを知ったときは、高額医療費資金貸付金返還通知書（様式第5号）により、期日を指定して返還させるものとする。

(領収書等の交付)

第11条 理事長は、貸付金の全額が返済されたときは、借受人に対し、当該貸付金に係る領収書を交付するとともに、借用証書を返還するものとする。

附 則

この規程は、平成15年3月1日から施行する。